## 6. 剰余金処分案及び不足金処理案

## 剰余金処分案

(単位:円)

項目 区分	繰越不足金	当期剰余金	未処分剰余金
園 芸 施 設 共 済 勘 定	0	305, 029, 674	305, 029, 674
任 意 共 済 勘 定	0	71, 614, 998	71, 614, 998

上記未処分剰余金を下記のとおり処理する。

## 1 家畜診療所以外の勘定

(単位·円)

項目	法定積立金		特別積立金		摘 要
区分	当 期	累 計	当 期	累計	加女
園 芸 施 設 共 済 勘 定	152, 514, 837	1, 105, 873, 727	152, 514, 837	1, 214, 742, 353	
任 意 共 済 勘 定	35, 807, 499	5, 966, 853, 787	35, 807, 499	2, 694, 851, 334	

## 不足金処理案

(単位:円)

区分	繰越不足金	当期剰余(不足)金	未処理不足金	
家畜共済勘定	290, 032, 636	139, 093, 319	150, 939, 317	
果樹共済勘定	26, 301, 527	817, 859	25, 483, 668	
家 畜 診 療 所 勘 定	0	$\triangle$ 27, 795, 761	27, 795, 761	

上記未処理不足金を下記のとおり処理する。

(単位:円)

									(1 🖾 1 1)
区分		_		—	目	法定積立金による補填	特別積立金による補填	繰越剰余金による補填	繰越不足金
家	畜 :	<b>共</b> 沒	育 i	勘	定	0	0		150, 939, 317
果	樹	<b>共</b> 沒	育 i	勘	定	0	0		25, 483, 668
家	畜 診	療	所	勘	定			27, 795, 761	0